

平成28年(行ウ)第185号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

原告 第1準備書面

平成28年11月21日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告 小林洋一

原告は以下被告答弁書に反論する。

1 同時接種の場合の委託料の算定について

(1) 被告の主張

被告は、「防接種を実施する医療機関が行う具体的業務は、「定期接種実施要領」従うこととされ、接種料の内の初診料相当額にかかる業務内容は、接種時点での診察(視診, 触診, 問診及び体温測定等)のみならず, 母子健康手帳での予防接種歴の確認, 予防接種の必要性の説明, 接種スケジュールの提案, 副反応や健康被害救済措置の説明, 接種後の注意事項の説明, 接種後の副反応への対応等, 様々なものが含まれ, これらの業務に対する報酬として委託料が支払われているのであって, その積算の際に初診料という用語が使用されているものの, 初診料そのものが支払われているわけではない。

同時接種の場合にも, 医療機関は「定期接種実施要領」に従い業務を行

わなければならない、同時接種であるからといって、同実施要領に記載されている業務を省略できるわけではない。」と主張する。

(2) 初診料について

予防接種を実施する医師としては、問診するにあたって、接種対象者又はその保護者に対し、単に概括的、抽象的に接種対象者の接種直前における身体の状態についてその異常の有無を質問するだけでは足りず、禁忌者を識別するに足りるだけの具体的質問、すなわち実施規則四条所定の症状、疾病、体質的素因の有無およびそれらを外部的に徴表する諸事由の有無を具体的に、かつ被質問者に的確な応答を可能ならしめるような適切な質問をする義務がある。(最高裁 昭和 51 年 9 月 30 日)

とされ問診の範囲を広く解釈しており、そうすると被告が言う「母子健康手帳での予防接種歴の確認、予防接種の必要性の説明、接種スケジュールの提案、副反応や健康被害救済措置の説明、接種後の注意事項の説明、接種後の副反応への対応等」は、広い意味で接種時点での診察(視診、触診、問診及び体温測定等)の範囲に含まれると解すべきである。したがって被告が言う初診料相当額に医療保険の初診料以外に何か特別の医療行為が含まれているという主張は失当であり、保険診療か自由診療かの違いはあっても、初診料相当額は初診料そのものである。

(3) 同時接種時の医療行為について

ア 被告の言う初診料相当額にかかる業務内容を接種時点での診察(視診、触診、問診及び体温測定等)(以下主業務という)と母子健康手帳での予防接種歴の確認、予防接種の必要性の説明、接種スケジュールの提案、副反応や健康被害救済措置の説明、接種後の注意事項の説明、接種後の副反応への対応等(以下付帯業務という)に分類すると、本件で問題とするのは、主業務は同時接種時であっても一回で済むから、付帯業務が各ワクチンごとに複数回繰り返す必要があるのか、また現実に行っているかである。

イ 出生時に市から配布される予防接種手帳(甲5)には、

①予防接種の概要

予防接種名、対象年齢、接種回数、受け方(接種間隔等)が記載

②予防接種を受けるときの一般的注意事項

予防接種が受けられない人、事前に医師と相談しなければならない人、感染症に罹患している場合、副反応についての一般的な説明(含む救済制度)が記載

③定期予防接種医療機関一覧

④個別予防接種の受け方

受ける予防接種の必要性や副反応、受け方、受ける前の注意などを予防接種手帳をよく読み理解する事、特別な病気で治療中の場合は、かかりつけ医から予防接種をしてもよいという意見書をもらう事等が記載

⑤各予防接種について

ワクチンの説明、副反応、接種方法、接種後の注意等を記載が記載
以上の内容から、付帯業務の大半はこれを読めば理解できる。したがって付帯業務が全く必要無いとまでは言えなくとも、医師は確認程度で十分であり、付帯業務を行う負荷は限定される。

ウ 大半のワクチンは複数回接種である事

BCC を除いて複数回接種が必要で、複数回目は既に説明等を受けているから、その意味からも付帯業務は限定される。

例えば、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合ワクチンは生後6か月以内に3回の接種が標準とされており(甲4)、付帯業務は1回目で終わっており2回目、3回目は必要が無い。

又健康被害救済措置の説明については最初の予防接種の時に行えば十分であり、それ以降は必要が無い。

エ 小括

以上から、同時接種であっても主業務は一回で済み、付帯業務も一回分の業務で殆どカバー出来、被告の言う「同時接種であるからといって、同実施要領に記載されている業務を省略できるわけではない」、という主張は失当である。同時接種時に複数ワクチン分の初診料相当額の支出は最小費用・最大効果の原則（地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項）に反し違法な支出である。

尚同時接種の現実を明らかにするため甲6号証を提出する。

(4) 同時接種は単独接種に比べより慎重な判断と適切な技術が必要との主張について

被告は、同時接種は単独接種に比べより慎重な判断と適切な技術が必要で、単独接種とは異なる業務が加わると主張する。しかしながら日本小児学会資料によると(乙4)、ワクチンの同時接種について

- ・同時接種したワクチンに対する有効性、および干渉は無い
- ・同時接種によりそれぞれのワクチンの有害事象や副反応の頻度は上がらない
- ・同時接種できるワクチンの本数に制限はない。

とされており、このことは複数のワクチンを同時に接種しても、副反応等については単独接種と変わらず、同時接種と言って特別に考慮すべき要素は無いから、被告の主張は失当である。

2 乳幼児加算について

被告は、6歳未満の乳幼児に予防接種を行う場合(特に同時接種の場合)に、一本目のワクチン接種を接種したことによる恐怖心や拒否行動を抑制しながら短時間に確実に接種することが必要で医師らの負担が大きくなり、そのため乳幼児加算相当額を委託料に含めていると主張する。

しかしながら本件ワクチン接種の対象者は殆どが1歳以下の乳幼児であり、

痛さで泣き叫ぶ事があっても、被告の言うような恐怖心や拒否行動を抑制することはありえず、被告の主張は失当である。

3 財務会計行為等

原告が問題とする財務会計行為は、和泉市の医師会への予防接種委託料の支出である。(公金の支出)

これらの支出には、同時接種時の医師会からの重複請求分が含まれ、それらは無駄な支出であり最小費用・最大効果の原則(地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項)に反し違法な支出である。

請求の相手方である和泉市長の辻宏康は、議会で重複請求について指摘があるにも関わらず漫然と違法な支出を続けた不法行為があり、和泉医師会は請求すべきでない重複した委託料を法律の原因無く取得したものである。

4 近隣市が重複請求を是正していることについて

被告は、近隣市が重複支給を是正している事によって直ちにそれに合わせなければならないという不法行為上の注意義務は生じないと主張する。

しかしながら本件については、平成27年第3回和泉市議会定例会においても問題が指摘されており(甲1 事実証明第3号)、近隣の堺市及び岸和田市で委託料が是正されており、それらを調査すれば本件重複請求が問題であることは容易に予測されるにも関わらず、それらを調査するでもなく現在においても漫然と支出を続けており、不法行為上の注意義務に反する。

以上